

個人情報保護審査会の答申概要（答申第20号）

平成19年度石川県公立学校教員採用候補者選考試験の選考のための基本資料等不開示事案
(諮問第16号)

1 不開示とした対象文書

- (1) 面接試験 個人面接評価所見
- (2) 面接試験 模擬授業評価所見
- (3) 平成19年度教員採用候補者選考基準による評価項目Ⅱを記載した選考のための基本資料（選考資料評価Ⅱ）

2 担当課

教職員課

3 異議申立て等の経緯

- (1) 平成19年 3月 9日 開示請求
- (2) 平成19年 3月22日 開示決定、不開示決定及び不存在決定
- (3) 平成19年 5月21日 異議申立て
- (4) 平成19年 6月19日 諮問
- (5) 平成20年10月 3日 答申

4 諮問に係る審査会の判断結果

(1) 結論

平成19年度石川県公立学校教員採用候補者選考試験志願書裏面の「面接員の姓を記入する欄、個人面接試験の評価所見欄、模擬授業試験の評価所見欄及び面接員名欄」並びに平成19年度教員採用候補者選考基準による評価項目Ⅱを記載した選考のための基本資料の「個人面接試験評価所見/模擬授業試験評価所見欄」を除き、異議申立人が開示を求める部分の全てを開示すべきである。

(2) 判断要旨

別紙のとおり

5 審議経緯

審査回数 7回

(別紙)

不開示部分	該当条項	審査会の判断	
		判断結果	判断要旨
(1) 選考試験志願書裏面 面接員の姓を記入する 欄、個人面接試験の評価 所見欄、模擬授業試験の 評価所見欄及び面接員名 欄	個人情報保 護条例 第14条第 2号及び第 7号	不開示	これを開示すると、面接員が率直な意見等を記入することに対して相当の抑止力が働き、今後の採用試験事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるので、不開示は妥当である。
個人面接評価所見欄の 上段の※印欄		開示	受験した県名が記入されていることから、本人の知り得る情報であり、開示すべきである。
個人面接評価所見欄の スポーツ・文化活動歴等 及びボランティア活動歴 等の評価所見欄		開示	本人から聞き取りした事実の補足や客観的な評価が記入されており、受験者からの誤解、不信感を招くおそれはなく、開示すべきである。
(2) 選考資料評価Ⅱ 区分、受験番号、氏名、 性、年齢欄	個人情報保 護条例 第14条第 2号及び第 7号	開示	本人の知り得る情報であり、開示すべきである。
個人面接試験評価所見 /模擬授業試験評価所見 欄		不開示	評価所見欄が転記されていることから、上記と同様、不開示は妥当である。
適性検査欄		開示	客観的な記号で記入されており、記載することにちゅうちょするおそれはなく、開示すべきである。
水泳実技欄		開示	本欄は記入されていないので、不開示とする理由がなく、開示すべきである。
スポーツ・文化活動歴 等、ボランティア活動歴 等、免許・特技・資格等 及び社会体験等欄		開示	本人が記入した事実や客観的な評価が記入されており、受験者からの誤解、不信感を招くおそれはなく、開示すべきである。

答申第20号

答 申 書

平成20年10月

石川県個人情報保護審査会

第1 審査会の結論

石川県教育委員会(以下「実施機関」という。)は、不開示とした文書のうち、平成19年度石川県公立学校教員採用候補者選考試験志願書(以下「志願書」という。)裏面の「面接員の姓を記入する欄、個人面接試験の評価所見欄、模擬授業試験の評価所見欄及び面接員名欄」並びに平成19年度教員採用候補者選考基準による評価項目Ⅱを記載した選考のための基本資料(以下「選考資料評価Ⅱ」という。)の「個人面接試験評価所見/模擬授業試験評価所見欄」を除き、異議申立人が開示を求める部分のすべてを開示すべきである。

第2 異議申立てに至る経緯

1 異議申立人は、石川県個人情報保護条例(平成15年石川県条例第2号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、平成19年3月9日に実施機関に対し、平成19年度石川県公立学校教員採用候補者選考試験に関して、次の個人情報の開示請求を行った。

- (1) 筆記試験の総合教養採点済みの答案用紙
- (2) 筆記試験の教科専門採点済みの答案用紙
- (3) 実技試験の各教科(国語、理科、音楽、体育)評定票
- (4) 面接試験の個人面接評定票
- (5) 面接試験の個人面接評価所見
- (6) 面接試験の模擬授業評定票
- (7) 面接試験の模擬授業評価所見
- (8) 教員採用候補者選考教科別配点表に基づく評価の合計点(評価項目Ⅰ)
- (9) 選考資料評価Ⅱ
- (10) 総合的な視点に立って判定するための個人シート

2 実施機関は、本件開示請求に対応する保有個人情報として、

- (1) 筆記試験 総合教養採点済みの答案用紙
- (2) 筆記試験 教科専門採点済みの答案用紙
- (3) 実技試験 各教科(国語、理科、音楽、体育) 評定票
- (4) 面接試験 個人面接評定票
- (5) 面接試験 個人面接評価所見
- (6) 面接試験 模擬授業評定票
- (7) 面接試験 模擬授業評価所見
- (8) 評価項目Ⅰについて、別に定める平成19年度教員採用候補者選考教科別配点表に基づく評価の合計点
- (9) 選考資料評価Ⅱ

を特定したうえで、平成19年3月22日付けで、(1)ないし(4)、(6)及び(8)については開示することとし、(5)、(7)及び(9)については条例第14条第2号及び第7号に該当するとして不開示決定処分(以下「本件処分」という。)とし、(10)

総合的な視点に立って判定するための個人シートについては、作成していないため、保有していないとして不存在決定処分とし、同日付で異議申立人に通知した。

- 3 異議申立人は、平成19年5月21日に行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対し、異議申立て(以下「本件申立て」という。)を行った。
- 4 実施機関は、平成19年6月19日に条例第37条第1項の規定により、石川県個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に本件申立てに対する決定について諮問した。

第3 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第4 異議申立人の主張要旨

異議申立人が、異議申立書、意見書及び当審査会における意見陳述で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

条例では、個人情報の開示を請求する権利を認め、そのことにより県政の適正かつ円滑な運営を図ることを目的としている。したがって、個人の知る権利を第一に尊重し、当事者から請求があれば、保有する個人情報は速やかに開示されることが基本である。

1 条例第14条第2号該当性について

(1) 実施機関の理由説明書では、「個人の評価等に関する情報については、その過程や基準を本人に知らせないことを前提にしなければ正確な評価等ができない。」としているが、個人面接や模擬授業については、その過程や基準は、それぞれの実施要項で公開されており、不開示の理由とする前提が成り立たない。

また、各実施要項では、個人面接及び模擬授業のねらいをはじめ、面接内容や採点方法、評価方法、評価の観点、記録用紙の記入上の留意点等が詳しく示されており、この実施要項に基づいて誠実に実施すれば、正確な評価ができるはずである。

(2) 面接試験の評価方法は、「類型化できない受験者の特徴や適性を評価するため」ありのまま表現された所見欄を含めて、総合的な評価が行われているが、どのように評価され採用の可否に関わったのかその全体を知る上で、開示を求める情報は欠かすことができない。

(3) 個人面接や模擬授業の評価や所見は、たとえ、受験者の気分を害するような表現であっても弱点を見つめ自らの糧とすべきことであるならば、求められる教師像に接近し、自身の教師としての成長のための大きな手がかりになる。さらに、自分の〇〇としての教育実践がどのように評価され、教諭となるには何が足りなかったのか、自分の改善すべき点がどこにあるのかが分かれば、自己研さんの方向が明確になり、明日からの教育実践に生かせると考えている。

2 条例第14条第7号該当性について

(1) 実施機関の理由説明書では、面接試験の所見等を開示することを前提とした場合の面接員に与える否定的な影響を強調しているが、面接員に対して鋭い観察力、深い洞察力、公平・公正を堅持する不動の決意等、高い資質と能力を求めるのは当然である。

面接試験の所見等を開示することは、採用基準をより一層明確にするとともに、「真に本県教員としてふさわしい人材を選考するために、筆記試験では見ることのできない受験者の人となりを見る」という面接試験の目的に沿って、面接員の自覚を促し、その実践を強める方向に働くものと考えられる。そのことは選考のさらなる公平性、合理性を担保することになる。

(2) 受験者は、石川県の求める教師像を目指し日々努力しながら、真摯に選考試験に臨んでいる。それに対して、肝心の面接員が感じたありのままの感想や意見を所見欄に記載することにちゅうちょしたり、記載が形式的になったりすることがあってはならない。様々な理由をつけ、開示を拒むのは、実施要項で記された観点とは別なところで評価がなされているのではないかとの疑念を持たれても仕方がない。

(3) 県が行う事務事業は、広く情報公開し県民のチェックのもとに理解と納得が必要である。実施要項とともに、その結果の情報が漏れなく明らかにされることは欠かせず、また、開示されることで適法性、公平性、合理性、迅速性等公正かつ円滑な運営が妨げられることはなく、むしろ公開・開示を進めることで教員採用試験に対する受験者、県民の信頼が高まるものと考えられる。

3 他県の状況について

採用試験に関する情報の開示は、全国的に広がっている。〇〇では、面接試験の所見欄も含めて全面的に開示しており、1,000名以上の受験者が請求し、開示されているが、それに伴って問題が発生したということは聞いていない。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関が、理由説明書及び当審査会における意見陳述で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

1 条例第14条第2号該当性について

- (1) 個人の評価等に関する情報については、その過程や基準を本人に知らせないことを前提にしなければ、正確な評価等ができなくなったり、本人との信頼関係を損ね正確な情報を取得できなくなるなど、当該事務の目的達成や公正または円滑な遂行に支障が生ずることも考えられることから不開示とするものである。
- (2) 面接試験の評価方法は、個人面接及び模擬授業のそれぞれで定めた観点から、評定評価を行い、併せて、類型化できない受験者の特徴や適性を評価するため、補足説明や気のついた点等参考となることを所見欄に記入している。
- (3) 所見欄を開示することを前提に面接試験を実施した場合、面接員が受験者から感じたありのままの感想や意見を記載することにちゅうちょすることが考えられる。加えて、面接員の氏名が公表されなくても、受験者が所見を記載した者を特定できることもあり得る。その結果、所見欄の記載が少なくなったり、記載が形式的な内容にとどまったりすることが予想され、実施機関として多面的な観察で本来得るべき評価内容を把握できなくなる。

2 条例第14条第7号該当性について

- (1) 本県教員には、教育者としての使命感や人格、人間の成長についての深い理解、児童生徒に対する教育的愛情、教科などに関する専門的知識、広く豊かな教養、そしてこれらを基盤とする実践的指導力を求めている。そのため採用試験では、適性検査及び各種試験にスポーツ・文化活動歴、ボランティア活動歴、免許・特技・資格等を評価項目に加え、さらに面接試験（個人面接及び模擬授業）では、類型化できない受験者の特徴や適性を評価するため、補足説明や気のついた点など参考となることを所見欄に記載することにより総合的な評価を行い、真に本県教員としてふさわしい人材を選考している。
- (2) 面接試験では、各面接員が限られた時間の中で面接時に受けたありのままの感想及びそれに基づく率直な意見を記入しており、開示を前提として記載しているものではないため、様々な面を配慮した意を尽くした表現を選択して記載することが必ずしもできないこともある。
- (3) 仮に所見欄を開示することを前提とした場合、面接員がありのままの率直な感想、意見をできるだけ多く記入することに対して、相当の抑止力が働き、その結果、記載内容が抽象的なものになるなど、他の受験者との相違点が不鮮明となり、採用審査に著しい支障が生ずることが想像に難くない。
- (4) 面接試験を行う目的は、筆記試験では見ることのできない受験者の人となり

を見るものであり、面接員の印象や感想を大事にしている。この面接員の自由な印象や感想というものが制限されることになれば、面接試験の意義そのものが否定されることになりかねない。

3 本県の面接試験の特徴について

個人面接では、教員志望の動機や教育に対する識見、意欲、情熱、態度等から、教員としての適格性を判断し、応答内容、態度それぞれ5点満点、合計10点満点で評価しており、評定の補足説明や気のついた点等参考となることを受験者全員について必ず記載することになっている。

模擬授業は、教員としての指導力を中心に態度及び指導法を各々 A ないし C の3段階で評価し、総合評価を A 又は C と評定したときは、気のついた点や特徴等参考となることを所見欄に必ず記入することになっている。

4 他県の状況について

(1) 所見欄を開示している他県の例では、A4 用紙1枚に40人分の所見を記入し、1名分の記載スペースも少なく、記載文も「即戦力となる」など一言である。また、受験者全員について記載するのではなく、総合評定 A ないし E の5段階のうち、A 又は E と評価した者のみ記載している。

(2) 所見欄を開示していない他県の例では、面接委員が受験者全員の面接評定票に所見を記載することになっている。記載内容には、観察記録と所見があり、観察記録は、「心身の健康」「人間性の豊かさ」「社会性の広がり」「専門性の高さ」に分けて必ずコメントを記入することになっており、所見欄は、総合評定 A ないし E の5段階のうち、A 又は E と判定したときは、その具体的な理由を明記することになっている。

第6 審査会の判断理由

1 基本的な考え方

条例の目的は、個人情報の取扱いについての基本的事項を定め、県の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することにある。

この目的を達成するためには、県が保有する個人情報は、本人に開示することを原則とすべきであるが、情報の中には、開示することにより本人以外の第三者の正当な利益を損なうもの、又は、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの等が考えられる。

このため、当審査会は、開示の原則を基本として、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するという理念に立って条例を解釈し、以下、判断するものである。

2 具体的な判断及びその理由

実施機関は、平成19年度石川県公立学校教員採用候補者選考のための基本資料等のうち、本件不開示部分が、条例第14条第2号及び同条第7号に規定する不開示情報に該当する旨主張していることから、これについて検討し、判断する。

(1) 条例第14条第2号について

ア 条例第14条第2号は、個人の評価、診断、判断、選考、指導、相談等に関する情報であって、開示することにより、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものは開示しない旨規定している。

評価、選考等に関する情報の中には、記録作成者が、本人に知らせることを予期していないものや、本人に知らせないことを前提に作成しているものなどがあり、開示することにより、今後の個人の評価等が抽象化、形骸化し、個人の評価等を伴う事務を行っても、予想どおりの成果が得られず、当該事務の目的及び意義が失われるおそれのある場合を考慮して定めたものである。

イ 実施機関によると、本県の教員採用候補者選考試験における面接試験（個人面接及び模擬授業）の目的は、筆記試験では見ることのできない受験者の人となりを見るものであり、面接員の印象や感想を大事にしている。

評価方法は、個人面接及び模擬授業のそれぞれで定めた観点から、評定評価を行い、併せて、類型化できない受験者の特徴や適性を評価するため、補足説明や気のついた点等参考となることを所見欄に記入している。

特に個人面接では、受験者全員について、所見を記入することにしており、面接員のありのままの意見を重視している。

ウ 異議申立人は、個人面接及び模擬授業の評価や所見は、たとえ受験者の気分を害するような表現であっても弱点を見つめ自らの糧とすべきことであるならば、求める教師像に接近し、自身の教師としての成長のための大きな手がかりになると主張しているが、個人面接や模擬授業の評価や所見は、受験者に開示することを予定せずにその評価等がありのまま記載されていることから、これを開示すると、受験者からの誤解や不信感、無用の反発等を招き、面接員がそのような事態が生ずることを懸念して、率直に感じたことを記載することにちゅうちょすることも十分考えられ、所見欄への記載が少なくなったり、形式的なものにとどまるおそれがある。その結果、ありのままの率直な意見や多面的な観察で本来得るべき評価内容を把握できなくなり、この試験制度の目的が達成できなくなることから、今後の採用試験事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるものと認められる。

(2) 条例第14条第7号について

ア 条例第14条第7号は、監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しく

は不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれのある情報は開示しない旨規定している。

試験等の事務は、当該事務事業の性質上、開示することにより、当該事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障を及ぼすおそれのある場合を考慮して、その情報についてのみ開示しないものである。

イ 実施機関では、本県教員に、教育者としての使命感や人格、人間の成長についての深い理解、児童生徒に対する教育的愛情、教科などに関する専門的知識、広く豊かな教養、そしてこれらを基盤とする実践的指導力を求めており、採用試験では、適性検査及び各種試験にスポーツ・文化活動歴等、ボランティア活動歴等、免許・特技・資格等、社会体験等を評価項目に加え、面接試験（個人面接及び模擬授業）では、類型化できない受験者の特徴や適性を評価するため、補足説明や気のついた点など参考となることを所見欄に記載することにより、総合的な評価を行っているとしている。

ウ 異議申立人は、面接試験の所見等を開示することは、採用基準をより一層明確にするとともに、面接試験の目的に沿って面接員の自覚を促し、選考のさらなる公平性、合理性を担保することになると主張するが、各面接員は、限られた時間の中で面接時に受けたありのままの感想及びそれに基づく率直な意見を記入しており、開示を前提とした場合、様々な面を配慮した意を尽くした表現を選択して記載することが必ずしもできないこともあるという実施機関の主張にも相応の理由がある。

したがって、面接試験の所見等を開示することを前提とした場合、面接員がありのままの率直な感想、意見をできるだけ多く記入することに対して、相当の抑止力が働き、記載内容が抽象的なものになるなど、他の受験者との相違点が不鮮明となり、この試験制度の目的が達成できなくなることから、今後の採用試験事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるものと認められる。

(3) 開示・不開示の判断について

ア 実施機関は、本答申第2の2の(5)個人面接評価所見、(7)模擬授業評価所見及び(9)選考資料評価Ⅱについて不開示としている。

これらの資料を調査したところ、(5)個人面接評価所見及び(7)模擬授業評価所見については、受験者本人が出願した志願書の裏面に記入されている。

イ 志願書の裏面のうち、個人面接の評価点が記載されている右上の欄にある姓を記入する欄及び模擬授業の評価が記載されている下の欄の面接員名欄については、氏名が開示されると、面接員がありのままの率直な意見等を記入することに対し、相当の抑止力が働き、記載内容が抽象的になるなど、今後の採用試験事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるものと認められるの

で、不開示は妥当である。

ウ 同じく志願書の裏面中程にある個人面接評価所見欄及び下の欄の模擬授業評価所見欄については、上記第6の2の(1)のウ及び(2)のウに記述したように、これを開示すると、今後の採用試験事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるものと認められるので、不開示は妥当である。

なお、個人面接評価所見欄の上段の※印欄については、受験者から聞き取りした他県の教員採用試験を受験したかどうかの事実を記入することから、本人の知り得る情報であり、開示すべきである。

また、同欄のスポーツ・文化活動歴等及びボランティア活動歴等の評価所見については、本人から聞き取りした活動歴に基づいた事実の補足若しくは事実に基づく客観的な評価を記入することから、受験者からの誤解や不信感、無用の反発等を招くおそれはなく、開示すべきである。

エ 次に、(9)選考資料評価Ⅱの様式及び記載方法等を確認し、開示・不開示について以下のとおり判断する。

- (ア) 資料名は、平成19年度教員採用候補者選考資料評価Ⅱとなっており、その内容は、区分、受験番号、氏名、性、年齢、個人面接試験評価所見/模擬授業試験評価所見、適性検査、水泳実技、スポーツ・文化活動歴等、ボランティア活動歴等、免許・特技・資格等、社会体験等の項目があり、受験者順の一覧表となっている。
- (イ) この選考資料評価Ⅱのうち、区分、受験番号、氏名、性、年齢の欄については、受験者本人が知り得る情報であり、開示すべきである。
- (ウ) 個人面接試験評価所見/模擬授業試験評価所見欄については、志願書裏面の所見欄をそのまま転記しており、開示すると今後の採用試験事務の適正な執行に著しい支障が生ずるという意見に相応な理由があることから、不開示は妥当である。
- (エ) 適性検査欄については、受験態度、精神状態、対人関係について評価し、客観的な記号で記入していることから、開示を前提にしても記載することに抑止力が働いたり、ちゅうちょするおそれはなく、開示すべきである。
- (オ) 水泳実技欄については、小学校教員採用試験の受験者については、何も記載されていないことから、不開示とする理由がなく、開示すべきである。
- (カ) スポーツ・文化活動歴等、ボランティア活動歴等、免許・特技・資格等及び社会体験等の欄については、原則として、受験者が記入したものを転記するほか、スポーツ・文化活動歴等及びボランティア活動歴等については、本人から聞き取りした活動歴に基づいた事実の補足若しくは事実に基づく客観的な評価を記入することから、前述したとおり、受験者からの誤解や不信感、無用の反発等を招くおそれはなく、開示すべきである。

(4) 他県の状況について

異議申立人及び実施機関とも、他県の状況について主張しているが、本審査会が調査した結果、面接の所見については、開示・不開示の判断が分かれているところである。

本審査会では、他県の状況も踏まえ、本県の実情について実施機関からの意見陳述等をもとに検討した結果、面接の所見は、受験者全員について記入しており、面接での公平性を担保するため、事前に面接員の研修等を実施して万全を期している。また、内容も面接員が感じたありのままに記入することを重視しており、所見欄を開示することを前提にした場合には、面接員の所見が形骸化し、ありのままの意見を記載することにちゅうちょすることが十分予想されると判断したものである。

第7 まとめ

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第8 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

(別 表)

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成19年 6月19日	諮問（諮問第16号）を受けた。
平成19年 7月26日	実施機関（教育委員会教職員課）から理由説明書を受理した。
平成19年 8月27日	異議申立人から意見書を受理した。
平成19年11月 2日 （第10回審査会）	事案の審議を行った。
平成20年 2月 7日 （第11回審査会）	事案の審議を行った。
平成20年 3月17日 （第12回審査会）	実施機関から意見聴取を行った。 異議申立人から意見聴取を行った。
平成20年 5月30日 （第13回審査会）	事案の審議を行った。
平成20年 6月25日 （第14回審査会）	事案の審議を行った。
平成20年 7月31日 （第15回審査会）	事案の審議を行った。
平成20年 9月 8日 （第16回審査会）	事案の審議を行った。